

諮問第68号

答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成14年6月26日付けで異議申立人に対して行った不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成14年6月13日付けで「昭和28年3月23日付け「山梨県報」記載の山梨県土地改良事業補助金交付規程第9条2の『補助金交付の条件』（区画整理の場合）について」の開示を求めて開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書は、不存在であるとした上で、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、不開示とした理由を付した上で、平成14年6月26日付け耕1第6-18号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、不開示とした理由は以下のとおりである。

行政文書の不存在

昭和28年3月23日付け「山梨県報」記載の山梨県土地改良事業補助金交付規程については、昭和27年度事業から適用し、昭和35年度末に全部改正されているため、昭和27年度から昭和35年度の行政文書から、区画整理事業の場合に限らず土地改良事業についての『補助金交付の条件』を規定等した行政文書を搜索したところ、発見できなかった。

また、併せて上記行政文書搜索の中で、区画整理事業の個別の交付決定

通知について調査したところ、『補助金交付の条件』が付されたものは存在しなかった。

よって、開示請求に係る行政文書を保有していないため。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年8月13日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「行政文書を保有していないため」という理由は受け付けられないというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、不開示理由説明書に対する意見書及び当審査会が実施した口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 補助金交付規程に記載されているからには補助金交付の条件は確かにあった。
- (2) 文書の検索は『条件』とは何かが理解できた上で完全に行われたのか。
- (3) 認可機関＝耕地課が、当時の「補助事業のきまり・宅地の扱い」に精通していなければ『島田土地改良区の認可』についての的確で正しい判断は出来ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書及び当審査会が実施した口頭での意見聴取で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求行政文書は、昭和28年3月23日付け「山梨県報」記載

の山梨県土地改良事業補助金交付規程第9条2の『補助金交付の条件』〔区画整理の場合〕についてである。

当該規程は、同規程の附則より昭和27年度事業から適用され、昭和36年2月13日付け「山梨県公報」により、昭和35年度末に全部改正されていることを確認した。

そこで、昭和27年度以前から昭和35年度までの行政文書から、土地改良事業全般の補助金交付決定通知に附すべき『補助金交付の条件』について規定若しくは説明等の記載された国からの通知文書及び県の作成した文書の検索を行ったが発見できなかった。

また、併せて、区画整理事業の個別の交付決定通知についても調査したところ、6件の交付決定通知案文が存在したが、そのすべてに『補助金交付の条件』は附されていなかった。

よって、本件開示請求行政文書は実施機関には存在しないので、本件処分については条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人提出の異議申立書、意見書、実施機関提出の行政文書不開示決定通知書、不開示理由説明書、異議申立人からの口頭による意見陳述の聴取及び実施機関からの口頭による意見の聴取の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

1 本件開示請求に対応する行政文書について

本件開示請求に対応する行政文書は、昭和28年3月23日付け「山梨県報」に記載された山梨県土地改良事業補助金交付規程（昭和28年山梨県告示第88号。以下「補助金交付規程」という。）第9条第2号に規定する『補助金交付の条件』とは何かについて記録されている行政文書である。

2 争点

実施機関の行った本件処分における不開示とされる情報が、不存在か否か、という点である。

3 文書の不存在について

補助金交付規程は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、土地改良区及び土地改良区連合、農業協同組合及び農業協同組合連合会等の事業主体が、かんがい排水、機械揚水、区画整理等の土地改良事業施行に要する経費に対し県が交付する補助金に関し定めたものである。

同規程第9条は、交付を受けた補助金の還付(返還)について定めており、還付を命ずる要件として、同条第2号に「補助金交付の条件に違反したとき」と定めている。

実施機関は、この「補助金交付の条件」とは何かがわかる文書について、同規程に関し解釈や説明等を記載した国からの通知や県で作成した文書を検索したにもかかわらず、該当する文書の存在を確認できず、また、同規程に基づき、当時執行された補助金の交付決定通知について、全てを確認したが、第9条第2号の補助金交付の条件を記載した文書は見つからなかったと述べている。

一方、山梨県報によれば、この補助金交付規程は昭和27年度事業から適用され、昭和35年度末には全部改正されていることが認められ、改正から40年以上経ち、当該規程を適用している事業は既に終了している。

これらのことからすれば、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないものと認められる。

4 結 論

以上、審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

5 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成14年 9月27日	諮問
14年10月 7日	実施機関から不開示理由説明書を受理
14年11月11日	異議申立人から意見書を受理

14年11月21日 (14年度第6回審査会)	審議
14年12月19日 (14年度第7回審査会)	審議 異議申立人からの口頭による意見陳述の聴取及び実施機関からの口頭による意見の聴取
15年 1月24日 (14年度第8回審査会)	審議
15年 2月24日 (14年度第9回審査会)	審議

山梨県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職名	備考
内田 清	弁護士	会長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	元山梨県出納長	
渡邊 幸恵	公認会計士	